



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車技術安全部整備課

(田辺・岸部)

電話：06-6949-6453

令和4年3月31日

不正車検を行った認証工場の取消し処分

～不正改造車に対し保安基準適合証を交付し車検手続きを実施～

近畿運輸局は、滋賀県湖南市の自動車整備事業者に対し、不正改造状態^{*1}による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、自動車特定整備事業の認証の取消しの行政処分を行いましたので、お知らせします。

本件は、令和4年3月に滋賀運輸支局が当該自動車特定整備事業者に対し監査を実施したところ、5台の車両に対し「不正改造状態であるにもかかわらず、適合証を交付し車検手続きを実施」などの法令違反を確認したものです。

【処分する事業者】

事業者名：有限会社長谷オートサービス工業所（法人番号：3160002005210）

事業場名：有限会社長谷オートサービス工業所

事業場住所：滋賀県湖南市岩根3980番地

【行政処分の内容】

令和4年3月31日付け、道路運送車両法第93条の規定に基づく行政処分

- 自動車特定整備事業^{*2}の認証の取消し

【法令違反行為の主な内容】

- 事業者は、5台の自動車に対し不正改造状態で保安基準適合証を交付し車検手続きを行った。^{*3}

配布先

青灯クラブ

滋賀県県政記者クラブ

【用語説明】

- ※1 「不正改造状態」とは、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外し等により、
自動車が保安基準に適合していない状態をいう。
- ※2 「自動車特定整備事業」とは、エンジンやブレーキなどを取り外して行う自動車の整備又は
改造や取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造を行う事業であり、
当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申
請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受け
て行う事業である。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国へ
の現車提示を行わずに車検手続きが行える。

【参考】

道路運送車両法(抜粋)(昭和26年6月1日法律第185号)

(保安基準適合証等)

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

(罰則の適用)

第94条の7 自動車検査員その他第94の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。